

令和8年度

みんなで創るまちづくり交付金

事務の手引き



(令和8年4月1日)



高島市 市民生活部
市民協働課

	1. みんなで創るまちづくり交付金とは	1
	2. 交付対象団体について	1
	3. 交付金の額の算出について	2
	(1) 交付限度額と交付金の額について	2
	(2) 令和8年度の地域加算の該当地域について	3
	4. 交付対象事業について	4
	(注) 対象外費用	7
	交付金活用に係るQ & A	9
	5. 事務手続きの流れ	10
	(1) 概ねの年間スケジュール	10
	(2) 事務手続きの詳細	11
	① 加入世帯数の報告	11
	② 交付限度額通知書の送付	12
申請	③ 交付申請～交付決定通知書の送付	12
	④ 概算払請求書の提出～概算払	12
	⑤ 事業の変更	13
実績	⑥ 実績報告書の提出	13
	⑦ 交付金額の確定通知書の送付～精算手続き	15
	⑧ その他ご留意いただきたい事項	16
様式集			
申請	交付申請書(様式第2号)	17
	事業計画書兼収支予算書(様式第3号)	18
変更	事業変更承認申請書(様式第5号)	19
	事業計画書兼収支予算書(変更)(様式第5号の2)	20
実績	実績報告書(様式第6号)	21
	事業成果書兼精算書(様式第7号)	22
	交付請求書(概算払・精算払)(様式第9号)	23
	参考様式 ：事業別費用明細書	24
記入例			
申請	交付申請書(様式第2号)	25
	事業計画書兼収支予算書(様式第3号)	26
	交付請求書(概算払)(様式第9号)	27
変更	事業変更承認申請書(様式第5号)	28
	事業計画書兼収支予算書(変更)(様式第5号の2)	29
実績	実績報告書(様式第6号)	30
	事業成果書兼精算書(様式第7号)	31
	交付請求書(精算払)(様式第9号)	32
	6. 区・自治会の施設等整備に関する補助金	33

1. みんなで創るまちづくり交付金とは

高島市では、**住民自治の振興と市民協働のまちづくり**を推進するため、「**みんなで創るまちづくり交付金**」を交付しています。この交付金は、区・自治会が身近な地域課題を自主的に解決し、自分たちの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動を応援するものです。

区・自治会は、一定の算出基準にもとづく交付限度額の範囲内で、それぞれの事業計画にもとづき、活動分野を限定せず柔軟に交付金を活用することができます。

2. 交付対象団体について

- 交付対象団体は、「**区・自治会**」です。

区・自治会とは・・・

住民相互の親睦や福利の向上のほか、地域の連帯意識の醸成、住みよいまちづくりの推進などを目指して結成される地縁組織。認可地縁団体（法人）のほか、一定の要件を満たす地域団体。新設の場合、市に届け出て、規模・加入率・運営規約等についての基準を満たしていると認められた団体です。

3. 交付金の額の算出について



(1) 交付限度額と交付金の額について




- 交付金には、区・自治会の加入世帯数などに応じて算出した「**交付限度額**」※があります。
- 交付金の額は、**交付対象事業に要した費用**で、**交付限度額が上限**です。
- 交付金の交付を受けるには、交付金の対象事業計画について、**交付申請**を行う必要があります。

※「**交付限度額**」は、次の3つの額の合計額です。(千円未満の端数は切り捨てます。)

$$\text{交付限度額} = \text{① 均等割} + \text{② 世帯割} + \text{③ 広報誌等配付割}$$

※条件に該当する地域は、②の「世帯割」に地域加算を加えます。

①・②・③の3つの額(また地域加算)は、下記の基準で算出します。

①均等割	各区・自治会に 定額 で配分される額	1区・自治会につき 110,000円
	〔平成24年4月1日以降に新たに設立を認定された、加入世帯数が20世帯未満の自治会は、1区・自治会につき 100,000円〕	
②世帯割	加入世帯数 に応じて算出される額 ※R8.1.1 現在、区・自治会に加入する世帯数	1世帯につき 2,000円
<p>※特定の地域条件や環境条件に該当する区・自治会は、上記「②世帯割」に下記の「地域加算額」を加算します。 (ア～ウのうち、最も高い額1つを加算します。該当地域は次頁をご覧ください。)</p>		
地域加算	 <p>ア. 高齢化地域加算 【加算額】 = 世帯割 × 1.0 65歳以上の人口が全人口に占める割合が50%以上の区・自治会 ※R8.1.1 現在の住民基本台帳に基づき算出します。</p>	
	 <p>イ. 山間地域加算 【加算額】 = 世帯割 × 0.8 法や政令により「辺地地域」と認められた区・自治会</p>	
	 <p>ウ. 積雪地域加算 【加算額】 = 世帯割 × 0.5 豪雪地帯およびそれに類する地域の区・自治会</p>	
③広報誌等配付割	広報誌等の配付数 に応じて算出される額 ※事業所・法人への配付数を除きます。	1部につき 2,000円
<p>※広報誌等配付従事者への謝礼に交付金を充当する場合は、「広報誌等配付割」の額が上限額です。</p>		

(2) 令和8年度の地域加算の該当地域について

ア. 高齢化地域加算 (59区・自治会)

海津一区、海津二区、小荒路、野口、在原、山中、浦、寺久保、上開田、グリーンレイク、マキノリッチランド、マキノ・マロンガーデン、マキノグランデ、中浜、宮西、蘭生、梅原、梅原台、桂、酒波、川尻、角川、保坂、棕川、天増川、上野、荒川、麻生、木地山、地子原、雲洞谷、能家、桑原、小川、栃生、村井、古川、上古賀、仁和寺、上寺、沖田、伏原、泰山寺、竹の里、横江、北船木、びわこ台、巴、竜、北鴨、宮野、野田、中溝、鹿ヶ瀬、畑、田井、やわらぎ北の町、湖畔の郷、ウッディーパーク

イ. 山間地域加算 (6区・自治会)

下、大字白谷、針畑、生杉、平良、黒谷

ウ. 積雪地域加算 (52区・自治会)

海津三区、西浜、蛭口、石庭、牧野、下開田、マキノ辻、森西、沢、知内、新保、中庄、大沼、白谷長寿苑、湖西平、マキノ駅西、高木浜、下弘部、上弘部、大床、岸脇、北深清水、南深清水、西深清水、新田、平ヶ崎、北林、望みの郷、伊井、三谷、中ノ町、今津井ノ口、構、北仰、北仰東、今津辻、浜分、湖西ニュータウン、市場、野尻、荒川惣田、大野、岩瀬、柏、宮前坊、下古賀、長尾、安曇川中野、南古賀、梅の子、伊黒、富坂

【参考】 交付限度額の算出と広報誌等配付割の考え方について

例) 加入世帯数 50 世帯、広報誌配付数 60 部、積雪地域加算に該当する場合

1. 交付限度額の算出 (①均等割+②世帯割・地域加算+③広報誌等配付割)

① 均等割	110,000 円	110,000 円
② 世帯割	2,000 円×50 世帯	100,000 円
地域加算 (積雪)	2,000 円×50 世帯×0.5	50,000 円
③ 広報誌等配付割	2,000 円×60 世帯	120,000 円

交付限度額 (合計) = 380,000 円

2. 広報誌等配付割の考え方

この自治会が、広報誌配付担当者5人に 30,000 円ずつ謝礼を支払う場合

■ 実際の支出	30,000 円×5 人	150,000 円
■ 広報誌等配付割	2,000 円×60 世帯	120,000 円

※この場合、謝礼に交付金を使うことができるのは、120,000 円までです。

差額の 30,000 円は、区・自治会の自主財源から支出してください。

※広報誌等配付割を配付謝礼に使わない場合は、他の自治会活動に使うことができます。


4. 交付対象事業について

- 対象事業は、地域の活性化や課題解決、地域住民の交流等を目的として、区や自治会が自主的に取り組む活動です。
- 下記の6つの活動区分、事業は「一例」です。皆さまの区や自治会の実状に応じて、アイデアあふれる活動に取り組んでください。

①防犯・防災関係

事業の内容	安全、安心な地域づくりに関する事業
防犯灯の管理	設置・修繕・撤去、電灯交換（LED化）、電気代、点検委託 など
防災 防犯 消防 機材・備品の購入 施設整備	消防防災器具・備品の購入、修繕（消火栓ボックス、消防用ホース、消火器、給水タンク、小型動力（可搬式）ポンプ、発電機 など） 消防防災倉庫の新設・改修 非常用調理装置・器具（防災用コンロ、ガス炊飯器、鍋・やかん・食器 など） 防災用かまど（移動式かまど、かまどベンチ、燃料 など） 備蓄物資（燃料、飲料水、備蓄食品、保管庫 など） 救助用資機材（ジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、担架、応急救護品 など） 非常用連絡設備（サイレン、集会所屋外スピーカー、トランシーバー など） 防犯カメラの設置（※防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護、適正な運用の観点から、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例により運用基準の作成が必要です。設置については各支所、新旭振興室にご相談ください。）
防災・防犯 （啓発）活動	防災・防犯講座（講師謝礼、資料代、消耗品購入 など） 防災訓練（講師謝礼、燃料、資材等消耗品購入、保険料 など） 地域防災マップの作成（講師謝礼、印刷代、事務用品等購入 など） 夜警（はっぴ、長靴、ヘルメット、ライト等の購入、活動謝礼 など）
除雪・交通安全	集落内の除雪（オペレーター謝礼・業者委託・燃料費、除雪機械や備品の購入・修繕・損害保険料・点検料、消雪施設の点検委託 など） 交通安全対策（カーブミラー、飛び出し坊やなどの設置 など）

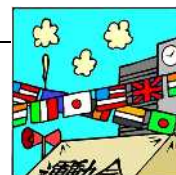
②地域福祉関係

事業の内容	地域の健康、福祉、子育て、教育に関する事業
高齢者支援	福祉サロン・介護予防教室の開催 （講師謝礼、施設使用料、消耗品等の購入 など） 敬老会（記念品、消耗品の購入 など） 買い物代行・配食サービス・高齢者宅除雪 （謝礼、委託料 など）  ※社協補助事業の区自治会負担額に、交付金を使うこともできます。

子育て支援 教育、その他	子育て広場・学童保育の開催、人権学習・男女共同参画講座等の開催、まちづくり視察研修（講師謝礼、施設利用料、茶菓子代、バス借り上げ料、有料道路通行料、損害保険料など） <u>※飲食を主とする施設利用料は、区・自治会費や参加費でご負担ください。</u>
-----------------	---

③ 交流活動関係

事業の内容	地域内や他地域との交流を図る事業
年中行事の開催	夏まつり・盆踊り・運動会・スポーツ大会・文化祭等の開催（消耗品、備品の購入、景品の購入、機材リース料など） <u>※景品におけるアルコール類の購入は事業対象外となります。</u> 講師謝礼、チラシ・プログラム印刷費、会場使用料、複数地区合同開催の場合の分担金 など
その他交流事業	料理教室の開催（講師謝礼、施設利用料 など） 区民交流ハイキング、ウォーキングイベント（損害保険料、施設利用料、講師謝礼 など）



④ 道路・河川・公益施設関係

事業の内容	地域の道路、河川、その他公共的施設、 基盤施設の整備や維持管理に関する事業
地域の道路整備	舗装、補修、拡幅、測量設計委託 など フェンス等道路付帯施設の設置・補修 など
地域の河川・水路	新設、補修、改修、測量設計委託 など
公園・広場	遊具の新設、修繕、更新、撤去、点検委託料 など 植栽管理、支障木の伐採、フェンス等の修繕、整地（砂入れ）など
集会施設 （備品含む）	集会所の修繕（外壁塗装直し、屋根葺き替え、畳張替え、窓のサッシ化、シロアリ防除、建具修繕、バリアフリー化 など） 集会所共有備品整備（コピー機・テレビ・エアコン・机・椅子・テント・デジカメ等の購入 など） 倉庫の新設・修繕・コピー機のリースなど
その他公益施設	バス待合所の新築・改修、集落内放送設備の整備、 共同墓地公園の整備（参道舗装、植栽管理、東屋整備 など）、 獣害対策（電気柵・檻の設置、花火の購入 など）、 地域の景観に配慮した町並み整備 など



※ 道路や河川の構造に影響を与えるような工事を行う場合には、事前に土木課へ相談してください。



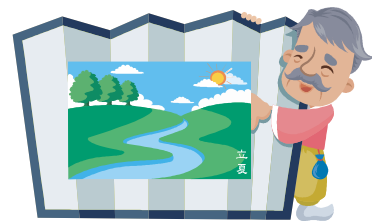
⑤環境関係

事業の内容	環境の保全や地域の美化に関する事業
ごみ・環境関係	<p>ごみ集積所の整備（かご設置・修繕、紙ごみ集積倉庫の設置、借地料、啓発看板、啓発チラシの印刷費 など）</p> <p>不法投棄物等回収に係る車輛借上料 など</p> <p>環境学習（講師謝礼、資料印刷費 など）</p>
集落内の美化	<p>集落内清掃（清掃用品の購入、清掃委託 など）</p> <p>花いっぱい運動（花苗、プランタ、肥料等の購入 など）</p> <p>集落内水路景観の整備（鯉の放流、周辺花壇整備 など）</p> <p>街路樹等植栽管理（管理委託、伐採木の廃棄処理委託 など）</p> <p>集落内道路・河川等の除草作業 （草刈機、燃料費、除草委託、重機リース料、浚渫オペレーター謝礼、損害保険料など）</p> <p>※河川愛護補助金を受ける場合は、全体事業費から補助金を差し引いた額（区・自治会の負担額）に交付金を使うことができます。</p>



⑥その他の地域活動

事業の内容	その他、住みよい地域づくりに取り組む活動
地域文化等の継承	<p>地域伝統文化・行事の継承活動 （囃し歌、和楽器、舞踊、ふるさと絵屏風製作等の講師謝礼、調査費録音録画委託費、継承活動に関する消耗品、備品、衣裳等の購入、広報活動 など）</p> <p>地域の歴史を伝える活動（史跡・伝承等の案内看板、広報活動 など）</p> <p>特産品開発（調査委託料、消耗品、資材、備品購入費、印刷費 など）</p>
補助・助成など	<p>自治会内各種団体（子ども会・老人クラブ など）への補助・助成など</p> <p>※ただし、補助・助成先団体の用途がわかる領収書および活動状況がわかる明細書（活動写真・チラシ等）が必要です。</p>
その他	<p>区（会）報紙の印刷費、市広報誌の配付従事者への謝礼、市との連絡調整・会議等に係る経費、自治会活動保険料</p>





対象外費用

※以下の費用に交付金を使うことはできません。

《役員報酬》

- ・ 区長・自治会長報酬、役員手当 **×**
- ・ 特定の労務に対する報酬 **○**

交付金の提出書類と区の会計書類に違いがないようにしてください。

広報誌配付謝礼、事務員謝礼、除雪機オペレーター謝礼など

自治会活動において、「飲食を伴う交流」は不可欠と思いますが、公金（交付金）を飲食にあてることは不適切なため、対象になりません。区・自治会費でご負担ください。

《食糧費(材料費を含む)》

- ・ 夏まつり、盆おどり、区民親睦会などの交流事業にかかる飲食の経費は対象外です。
※交流事業の会場設営費（音響設備等の資機材のリース料、購入費など）および備品購入費などは対象となります。
- ・ 飲食で対象となるのは、会議や環境美化活動、区民サロンなどで提供のお茶代（茶菓子代含む）および熱中症対策で提供される飲食で、いずれも1人あたり500円以内となります。

《集会所運営費》

- ・ 電気使用料、上下水道料、電話使用料、ガス使用料、インターネットプロバイダ利用料、借地料、火災保険料 など **×**
- ※自治会運営費にかかる直接税の支払いについても原則対象外となります。

区・自治会の基礎的経費ですので、区・自治会費でご負担ください。

《共同作業等の出役者謝礼・賃金》

- ・ 普請など、すべての自治会員・世帯の参加を前提とする共同作業の出役謝礼、賃金 など **×**

《区・自治会内の全世帯へ配付するもの》 **×**

- ・ 集会所などに保管し、必要なときに使用するものや、全世帯へ配付するもので台帳等を整備し、管理できる場合は対象となります。 **○**

次のページに続きます



対象外費用

※以下の費用に交付金を使うことはできません。

《玉串料、献酒等宗教法人への支出》

- 宗教法人の物品の整備、寺院等修繕の経費 **×**
- 特定の宗教団体、宗教施設名が入ったお祭り用備品 **×**
(太鼓・ちょうちん・のぼり・衣装など)

《繰越金、積立金》 **×**

《政治、宗教、営利を目的とした事業》 **×**

交付金が公金であることから、ポイントが付与されないことがないよう、注意してください。

《ポイントが付与される支払》

- 個人のクレジットカードや電子マネーでの支払い、量販店のポイントカードを利用された場合、その支払いをした経費は補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象経費として減額し、その残額を補助対象経費とすることができます。ポイント等の還元相当額が明確にわかる資料をご用意ください。
※なお、ポイント等が不透明な場合は、当該支払いは補助対象経費になりませんのでご注意ください。

《対象外費用の補足説明》

- 交付金を使って老人会などの団体へ補助を行う場合、団体内の補助金の使い方についてもこれらのルールが適用されます。
- これらの費用は、「みんなで創るまちづくり交付金」の対象外費用の一例ですが、個々の活動自体を妨げるものではありません。対象外費用は、区・自治会費でご負担ください。

～お問い合わせの多かった事例より～



《交付金活用に係る Q&A》

Q1) 領収書のあて先は、区長・自治会長の個人名でもかまいませんか？

A1) **区・自治会名**あての領収書が必要です。個人名では交付金の対象になりません。区・自治会名あての領収書を発行してもらってください。
※領収書に**年月日が記載されていることにも**ご注意ください。
※**あて先記載欄のあるレシート**については、必ずあて先を記載してください。

Q2) 年度をまたいでしまった事業は対象となりますか？

A2) 交付金の対象事業は**4/1から翌年3/31までに行われる事業**です。
※支払いについても、4/1から翌年3/31までが対象となります。
工事などは、**令和9年3月31日までに完了**しなければなりません。

Q3) 1年契約の保険に加入した場合、令和8年4月以降に加入すると契約期間が年度をまたぐことになるが、全額対象になりますか？

A3) 保険の**契約料支払日**が**令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間内**であれば、全額が対象になります。
(※ただし、積立型の保険は対象外です)

Q4) 事業費にかかる領収書はすべて提出が必要ですか？

A4) 実績報告の際に、**事業費に要したすべての領収書を添付**していただく必要があります。

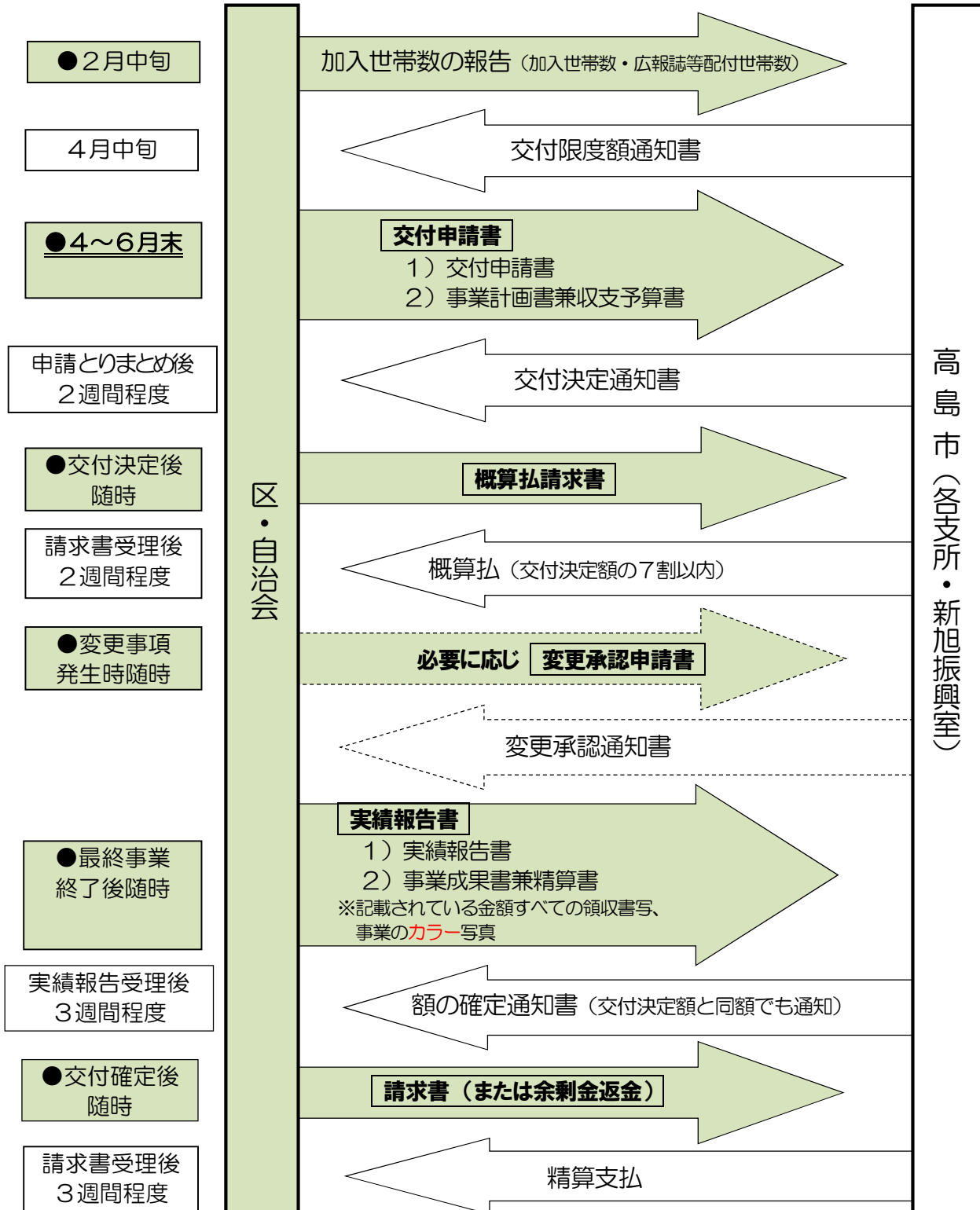
Q5) 交付金を老人会や子ども会など地域団体の活動に対する補助金として支出して、自由に使うことはできますか？

A5) 交付金を老人会や子ども会などの団体に対する補助金として支出される場合は、補助先の**使途がわかる領収書および活動状況がわかる明細書(活動写真・チラシなど)**を提出していただくことが必要となります。
また、交付金を地域団体への補助金等に充てる場合でも、交付金のルールは守っていただくなくてはなりません。(飲食費や役員報酬などの交付金対象外費用には使えません)



5. 事務手続きの流れ

(1) 概ねの年間スケジュール



「●」は区・自治会から 市への提出時期です。

(2) 事務手続きの詳細

① 加入世帯数の報告

1) 加入世帯数等の報告【区・自治会】

- **毎年1月1日を基準日**とし、各区・自治会の加入世帯数と広報誌等配付数を、指定の日までに支所・新旭振興室に報告をお願いします。報告数をもとに、**交付金の交付限度額**を算出します。



◎報告時には、以下の書類をご提出ください。

- ① **世帯数等報告書**（様式あり。支所、新旭振興室より照会）
- ② **世帯名簿** ※1

※1 アパート等に広報誌等を配付されている場合で、名簿の提出が困難な場合は、部屋番号の一覧をご提出ください。

- 加入世帯数等は、交付金額を算定する大切な基礎数値となります。正確な報告をお願いします。



重要：みんなで創るまちづくり交付金における「世帯数」の考え方

◎「加入世帯数」

みんなで創るまちづくり交付金という「加入世帯数」とは、次の2つの要件を満たす世帯の数です。

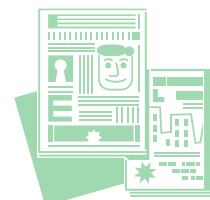
- ① **区・自治会の区域に常住（安定的に居住）している世帯**
- ② **区・自治会活動に積極的に参加し、構成員として認める世帯**

- (1) 別荘利用、週末居住等の常時居住していない世帯は、含めないでください。
- (2) 市では、区・自治会の区域の住民基本台帳に登録された世帯数と比較して、報告数が著しく多い場合、その理由をお尋ねすることがあります。

◎「広報誌等配付数」

- **市の広報誌等を配付している世帯数**

※事業所への配付数は除きます。



◎「加入世帯数」、「広報誌等配付数」の変更

年度途中に上記の数字が変更した場合でも、その年度の交付限度額の変更は行いません。

※配付に必要な広報誌の部数変更は随時承ります。



② 交付限度額通知書の送付

交付限度額通知書の送付【市】

- 市では、報告のあった加入世帯数等をもとに、各区・自治会の交付限度額を算出し、4月中旬を目処に「**交付限度額通知書**」を各区長・自治会長様に送付します。

③ 交付申請～交付決定通知書の送付

1) 交付申請について【区・自治会】



- 総会等で話し合われた事業計画をもとに、以下の書類を該当地域の支所・新旭振興室へ提出してください。

※電子申請による提出も受け付けています。

詳しくは市ホームページの「みんなで創るまちづくり交付金」をご確認ください。

① **みんなで創るまちづくり交付金交付申請書（様式第2号）**

② **事業計画書兼収支予算書（様式第3号）**

(1) 事業計画や収支予算は、区・自治会の（総会等で承認を得た）年間事業計画および予算のうち、交付金を使う事業についてのみご記入ください。

(2) 認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

注意! (3) 交付申請額は、「交付限度額通知書」に示された金額の範囲内です。

→ (4) 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨ててください。

◎**申請期限：6月末日まで**

※遅れそうなときは、該当地域の支所（新旭振興室）にご相談ください。

2) 交付決定通知書の送付【市】

- 交付金を交付することが適正と判断されたものについては、確認後約2週間後に、各区長・自治会長様あてに「**交付決定通知書**」を送付します。

④ 概算払請求書の提出～概算払



1) 概算払請求書の提出【区・自治会】

- 交付金の概算払いを希望される場合は、交付決定通知書受理後、以下の書類を該当地域の支所・新旭振興室に提出してください。

● **交付請求書（概算払・精算払）（様式第9号）**

(1) 概算払の額は、交付決定額の70%以内です。

(2) 概算払の額に千円未満の端数が生じたら切り捨ててください。

残額は事業終了後に精算払でお支払いします。

振込み口座の番号、名義等お間違えないようご確認ください。



2) 概算払【市】

- 請求書受理後、**おおむね3週間程度**で、ご指定の口座に交付金の概算払分を振り込みます。

⑤ 事業の変更（該当する場合のみ）



1) 事業変更承認申請書の提出【区・自治会】

- 以下の事業変更は、変更申請が必要ですので、変更承認申請をしてください。

i) 当初計画していなかった事業を行う変更

例：当初計画していた事業を安価に実行（または中止）し、新たに他の事業を（追加）実施する場合

ii) 交付申請額が増額となる変更

例：交付限度額未満の額で当初申請をした場合で、増額となる場合

- ① 事業変更承認申請書（様式第5号）
- ② 事業計画書兼収支予算書（変更）（様式第5号の2）

- 当初計画していた事業の一部を中止する場合や、当初計画していた事業間での金額増減、交付限度額は満たすが全体事業費が減額となる変更等には、変更承認申請は不要です。実績報告をもって変更を承認します。

2) 交付決定（変更承認）通知書の送付【市】

- 変更承認申請書の内容を確認後、「**交付決定（変更承認）通知書**」を送付します。

⑥ 実績報告書の提出



1) 実績報告書の提出【区・自治会】

- 交付決定額を満たす計画事業が終了したら、**事業終了後1か月以内 または 4月10日のいずれか早い日までに**、

次の書類を該当地域の支所・新旭振興室にご提出ください。

- ① みんなで創るまちづくり交付金実績報告書（様式第6号）
- ② 事業成果書兼精算書（様式第7号）
- ③ 交付対象費用に関するすべての領収書または振込通知書の写し
- ④ 事業ごとに成果内容を記録したカラー写真（領収書については、次頁もご確認ください。）
※カラー写真の提出が難しい場合は、該当地域の支所・新旭振興室へお問合せ下さい。

※実績報告は、交付対象事業のうち最終の事業が終了した後は、年度末を待たずに随時行うことができます。



重要：領収書等、実績報告書の添付書類について



① 領収書は支払いの内容がわかるものを添付してください。

正式な区・自治会名となっていますか。区内の構成団体名義になっていませんか。

〇〇区（自治会）様

領 収 書

領収年月日は年度内になっていますか。

〇〇年〇〇月〇〇日

¥ 10, 000

但し〇〇代として

但書の記載がない場合や但書では明細が不明な場合、内訳がわかる請求書の写しなどは添付してありますか。

（住 所）

（署 名）



個人の署名の場合、押印は必要ありません。

5万円以上の場合、収入印紙が必要です。



- 量販店で購入された場合は、レシートで明細が確認できますので、新たに総計で書き直した領収書を徴取、添付いただく必要はありません。
- 領収書で購入明細が確認できないものは、請求書の写し等、明細のわかる参考書類を必ず添付してください。
- インターネットでの購入は領収書の宛先が編集できる場合があります。
- 電気代は一灯ごとの金額が記載された集約表も同時に提出してください。

② 写真やその他の参考資料は、事業ごとの成果がわかるものを添付してください。

●事業の様子がわかるような写真を添付してください。

例) 工事完了前後の写真、区サロン・夏まつり開催中の写真、区内諸団体（こども会等）への助成事業など

●防犯灯を設置（新設）された場合は位置図を添付してください。

●防犯カメラを設置する場合は位置図、カラー写真、運用基準を提出してください。

●事業成果を写真で確認しようがないものについては、写真の添付の必要はありません。

例) 防犯灯電気代、広報紙配布事業、コピー用紙・インク等の消耗品など

※3万円以上の高額な備品は写真を添付してください。

※まちづくり視察など研修事業に交付金を使われた場合は、研修の目的・行程などが明確にわかる資料を実績報告書に添付してください。

⑦ 交付金額の確定通知書の送付～精算手続き

1) 額の確定通知書の送付【市】

- 実績報告書を確認後、「**額の確定通知書**」を送付します。通常、交付金の確定額から既に概算払いをした額を除いた残額は、以下**(A)の精算支払**の手続きでお支払します。



通常の手続き

(A) 精算支払（既に概算払した額を除いて、交付金の残額を支払う場合）

- 1) **精算払の請求書**に必要事項を記入し、お早めに該当地域の支所・新旭振興室にご提出ください。

● 交付請求書（概算払・精算払）（様式第9号）

※代表者様の交代等により、口座名義に変更がないかなど、充分にご確認ください。

- 2) 請求書受理後、**おおむね3週間後**に交付金の精算払分を振り込みます。

(B) 過払い金の返還（交付確定額が、既にお支払している概算払額を下回った場合）

- 事業の中止等により、交付金の確定額が既に概算払を受けた交付金の額を下回る場合は、市より以下の書類を送付しますので、請求通知書に記載の期日までに、過払金を指定の金融機関で返納してください。

① 過払い金返還請求通知書

② 納付書 ※両様式とも、市からお送りします。

⑧ その他ご留意いただきたい事項

- 1) 業者の選定にあたっては、現在の厳しい経済・雇用情勢を考慮し、市内に本社または営業所のある業者からの選定にご配慮ください。また、できる限り2社以上から見積りを取って比較するなど、交付金を有効にご活用ください。
- 2) 年度途中や交付対象事業終了後に、事業の経過や交付金の活用状況について訪問して調査・確認させていただく場合があります。
- 3) 事業経費に係る領収書は必ず適正に保管してください。**事業費の明細管理については、別添参考様式「事業別費用明細書」もご活用ください。**(裏面に領収書等の写しを貼付できます。)
- 4) 交付金の対象事業の領収書、会計帳簿等は5年間保存してください。
- 5) 提出された交付金に関する申請・実績報告書類は、**情報公開の対象**(個人情報を除く)となります。

※その他ご不明の点については、ご遠慮なく各支所または新旭振興室へお問い合わせください。

遠慮なく
ご相談ください。



マキノ支所	TEL：27-1121
今津支所	TEL：22-2551
朽木支所	TEL：38-2331
安曇川支所	TEL：32-1131
高島支所	TEL：36-1121
新旭振興室	TEL：25-8526

様式第2号（第8条関係）

みんなで創るまちづくり交付金交付申請書

年 月 日

高島市長

申請者 住所
区・自治会名
代表者氏名

年度におけるみんなで創るまちづくり交付金について、下記の金額を交付されるよう、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第8条の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書

【市役所処理欄】 ※申請者は記入いただく必要はありません。

交付限度額の算出（地域加算額の区分 地域加算）

区分	積算内訳	算出額
均等割額	1区・自治会につき	円
世帯割額	<small>自治会等加入世帯数</small> <small>地域加算額</small> (A) (2,000円 × _____) + (A) × _____	円
広報誌等 配付割額	<small>広報誌等配付数</small> 2,000円 × _____ 部	円
合 計		円 (千円未満切捨て)

様式第3号 (第8条関係)

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書

1 事業内訳 (事業主体)

	事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から 除外する費用 (B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
1			(円)	(円)	(円)
2					
3					
4					
5					
合 計			(D)	(E)	(F)=(D)-(E)

2 財源内訳

内 訳 (円)				合計 (円) (G)
区費・ 自治会費	他の補助金	その他	みんなで創る まちづくり交付金	

※(D)=(G)であることを確認してください。

3 広報誌等の配付 (_____ 部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数 + 法人等 _____ 部)

様式第5号（第10条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業変更承認申請書

年 月 日

高島市長

申請者 住所
区・自治会名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、下記のとおりその事業内容を変更したいので、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第10条の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

様式第5号の2（第10条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書（変更）

1 事業内訳 （事業主体 ）

	事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から 除外する費用 (B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
1			(円) ()	(円) ()	(円) ()
2			()	()	()
3			()	()	()
4			()	()	()
5			()	()	()
合 計			(D) ()	(E) ()	(F)=(D)-(E) ()

※（ ）内には、変更前の金額を記入してください。

2 財源内訳

内 訳 (円)				合計 (円) (G)
区費・ 自治会費	他の補助金	その他	みんなで創る まちづくり交付金	
()	()	()	()	()

※(D)=(G)であることを確認してください。

3 広報誌等の配付（ 部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数 + 法人等 部）

様式第6号（第11条関係）

みんなで創るまちづくり交付金実績報告書

年 月 日

高島市長

申請者 住所
区・自治会名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第11条の規定により、実績を次の添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書
- (2) 事業実施写真・チラシ等
- (3) 領収書等の写し(すべてのもの)
- (4) その他

様式第7号 (第11条関係)

みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書

1 事業内訳 (事業主体)

	事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から 除外する費用 (B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
1			(円) ()	(円) ()	(円) ()
2			()	()	()
3			()	()	()
4			()	()	()
5			()	()	()
合 計			(D) ()	(E) ()	(F)=(D)-(E) ()

※ () 内には、(変更承認)申請時の予算額を記入してください。

2 財源内訳

内 訳 (円)				合計 (円) (G)
区費・ 自治会費	他の補助金	その他	みんなで創る まちづくり交付金	
()	()	()	()	()

※(D)=(G)であることを確認してください。

3 広報誌等の配付 (_____ 部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数 + 法人等 _____ 部)

様式第9号（第13条関係）

みんなで創るまちづくり交付金交付請求書（概算払・精算払）

年 月 日

高島市長

申請者 住所
区・自治会名
代表者氏名



年 月 日付け 第 号で（交付決定・額の確定）の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第13条の規定により、下記の金額の交付を請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

◎請求金額計算書

交付金交付決定（確定）額 (a)	円
既に交付を受けた額 (b)	円
今回請求額 (c) ※概算払の場合 (a) × 0.7 以内 (千円未満切捨て)	円
残 額 (a) - (b) - (c)	円

2 交付金振込口座

金融機関名	銀行・金庫・農協 信用組合		本店・支店 出張所・本所・支所					
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)						
(フリガナ)								
口座名義								

様式第2号（第8条関係）

みんなで創るまちづくり交付金交付申請書

年 月 日

高島市長

認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

申請者 住所 **高島市●●●●●1-2**
 区・自治会名 **高島中央区**
 代表者氏名 **区長 高島太郎**

年度におけるみんなで創るまちづくり交付金について、下記の金額を交付されるよう、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第8条の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 380,000 円
 - 2 添付書類
 みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書
- 市から送付の「交付限度額通知書」に記載されている金額の範囲内で記入してください。

【市役所処理欄】 ※申請者は記入いただく必要はありません。

区分	積算内訳	地域加算
均等割額	1区・自治会につき	円
世帯割額	自治会等加入世帯数	地域加算額
	(A) (2,000円 ×) + (A) ×)	円
広報誌等配付割額	広報誌等配付数	
	2,000円 × 部	円
合 計		円 (千円未満切捨て)

様式第3号（第8条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼収支予算書

1 事業内訳 **事業目的のほか、交付金を充てる費用の概要も記入してください。** (事業主体 **高島中央区**)

事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から除外する費用 (B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
1 広報誌等配付事業	市の広報誌等を区内60世帯に配付する。配付従事者5人に謝礼を支出する。	(円) 150,000	(円) 30,000 ※広報誌等配付割超過額	(円) 120,000
2 消火栓BOX新設事業	区内2箇所に消火栓セットを新設する。	140,000		140,000
3 防犯灯維持管理事業	集落内防犯灯の電気代を支払うとともに、3ヵ所についてLEDに付替える。	85,000	0	85,000
4 高齢者サロン事業	集会所を利用して高齢者の交流を深めるサロンを開催する。 ※講師謝金など (5月：折り紙教室 9月：敬老会 12月：クリスマス会)	55,000	20,000 ※社協補助金 5,000 ※参加者負担	30,000
5 ●●川河川愛護事業	6、9月に●●川の一斉清掃と草刈を行う。 ※河川愛護事業補助金で不足する燃料代、機械レンタル料、お茶代	60,000	24,000 ※河川愛護補助金	36,000
合 計		(D) 490,000	(E) 79,000	(F)=(D)-(E) 411,000

行は、適宜増やしてください。

対象外費用がある場合は、その内容を付記してください。

広報誌等配付割を超過した額はここに加える。

参加費徴収や、売上金等の収入がある場合は、ここに加える。

内 訳 (円)				合計 (円) (G)
区費・自治会費	他の補助金	その他	みんなで創るまちづくり交付金	
61,000	44,000	5,000	380,000	490,000

確認 ※ (D) = (G) であることを確認してください。 ↑ 交付申請額（交付限度額以内・千円未満切捨て）

3 広報誌等の配付（ 60 部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数 + 法人等 5 部）

様式第9号（第13条関係）

みんなで創るまちづくり交付金交付請求書（概算払、精算払）

認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

年 月 日

高島市長

申請者

住所 高島市●●●●●1-2

区・自治会名 高島中央区

代表者氏名 区長 高島 太郎印

交付決定通知書に記載の日付、文書番号を転記してください。（不明の場合は支所・新旭振興室にお問い合わせください）

年 月 日付け高×第××号で（交付決定・額の確定）の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第13条の規定により、下記の金額の交付を請求します。

交付決定通知書に記載の交付決定額の7割以内の額を記入してください。
※この場合、 $380,000 \times 0.7 = 266,000$
※概算払時には千円未満の端数を切捨ててください。残額は精算後にお支払いします。

1 請求金額 金 266,000 円

◎請求金額計算書

交付金交付決定（確定）額（a）	380,000 円
既に交付を受けた額（b）	0 円
今回請求額（c）※概算払の場合（a）×0.7以内（千円未満切捨て）	266,000 円
残 額（a）-（b）-（c）	114,000 円

2 交付金振込口座

金融機関名	湖西 銀行 金庫・農協 信用組合	高島中央 本店・支店 出張所・本所・支所				
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)				
(フリガナ)	タカシマチュウオウクチョウ タカシマタロウ					
口座名義	高島中央区長 高島 太郎					

口座情報に相違があると入金が遅れますので、提出前に十分ご確認ください。

●変更承認手続き（該当の場合のみ）

様式第5号（第10条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業変更承認申請書

認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

年 月 日

高島市長

申請者 住所 **高島市●●●●●1-2**
区・自治会名 **高島中央区**
代表者氏名 **区長 高島 太郎**

交付決定通知書に記載の日付、文書番号を転記してください。
（不明の場合は支所・新旭振興室にお問い合わせください）

年 月 日付け**高×第●●●号**で交付決定の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、下記のとおりその事業内容を変更したいので、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第10条の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

集会施設和室のガラス戸が破損し危険であるため、区内に2ヵ所新設予定であった消火栓ボックスを1ヵ所に変更し、ガラス戸の修繕に充てる。

2 変更の内容

集会所のガラス戸 修繕

3 添付書類

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼予算書（変更）

◎変更承認申請が必要な場合は、以下の場合はです。

①当初計画していなかった事業を行う変更

例：当初計画していた事業を安価に実行（または中止）し、新たに他の事業を（追加）実施する場合

②交付申請額が増額となる変更

例：交付限度額未満の額で当初申請をした場合などで、交付申請額が増額となる場合

◎以下の変更は、変更承認申請は不要です。実績報告で変更承認を兼ねます。

①当初計画していた事業間での金額の増減変更

②当初計画のいずれかの事業を終えた時点で交付限度額に達し、残りの計画事業に交付金を充てることを取りやめる場合の変更

●変更承認手続き（該当の場合のみ）

申請額と比較するため、金額欄の枠内上部（ ）に計画時の額をご記入ください。

消火栓ボックスの新設予算を2ヶ所分から1ヶ所分に変更しています。枠内上部（ ）内に申請時の予算額をご記入ください。

様式第5号の2（第10条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業計画書兼予算書（変更）

1 事業内訳

（事業主体 高島中央区）

	事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から除外する費用 (B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
1	広報誌等配付事業	市の広報誌等を区内60世帯に配付する。配付従事者5人に謝礼を支出する。	(円) (150,000) 150,000	(円) (30,000) 30,000 ※広報誌等配付割超過	(円) (120,000) 120,000
2	消火栓ボックス新設事業	区内2箇所 1箇所に消火栓ボックスを新設する。	(140,000) 70,000	(0) 0	(140,000) 70,000
3	防犯灯維持管理事業	集落内防犯灯の電気代を支払うとともに、3ヵ所についてLEDに付替える。	(85,000) 85,000	(0) 0	(85,000) 85,000
4	高齢者サロン事業	集会所を利用して高齢者の交流を深めるサロンを開催する。 ※講師謝金など 5月：折り紙教室 9月：敬老会 12月：クリスマス会	(55,000) 55,000	(25,000) 20,000 ※社協補助金 5,000 ※参加者負担	(30,000) 30,000
5	●●川河川愛護事業	6、9月に●●川の一斉清掃と草刈を行う。 ※河川愛護事業補助金で不足する燃料代、機械レンタル料、お茶代	(60,000) 60,000	(24,000) 24,000 ※河川愛護補助金	(36,000) 36,000
6	集会所建具修繕事業	集会所和室のガラスを修繕する。	(0) 72,000	(0) 0	(0) 72,000
変更承認申請をする新しい事業を追加記入			(D) (490,000)	(E) (79,000)	(F)=(D)-(E) (411,000)
合計			492,000	79,000	413,000

確認

※（ ）内には、変更前の金額を記入してください。

2 財源内訳

参加費徴収や、売上金等の収入がある場合は、ここに加える。

内訳(円)				合計(円) (G)
区費・自治会費	他の補助金	その他	みんなで創るまちづくり交付金	
(61,000)	(44,000)	(5,000)	(380,000)	(490,000)
63,000	44,000	5,000	380,000	492,000

確認

※(D)=(G)であることを確認してください。

3 広報誌等の配付（60部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数+法人等5部）

様式第6号（第11条関係）

みんなで創るまちづくり交付金実績報告書

認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

年 月 日

高島市長

交付決定通知書(または変更承認後の通知書)に記載の日付、文書番号を転記してください。(不明の場合は支所・新旭振興室にお問い合わせください)

申請者

住所 高島市●●●●●1-2
区・自治会名 高島中央区
代表者氏名 区長 高島 太郎

年 月 日付け高×第●●号で交付決定の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第11条の規定により、実績を次の添付書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書
- (2) 事業実施写真・チラシ等
- (3) 領収書等の写し（すべてのもの）
- (4) その他

◎申請（変更承認）時の金額を枠内（ ）に記入してください。

枠上部の（ ）内に申請（変更承認）時の金額を記入してください。
 事例の自治会は、事業の変更承認を申請したため、変更承認時の額を（ ）内に記入しています。

様式第7号（第11条関係）

みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書

1 事業内訳

（事業主体 **高島中央区** ）

	事業名	事業の概要	事業費 (A)	対象から除外する費用(B)	対象費用 (C)=(A)-(B)
			(円)	(円)	(円)
1	広報誌等配付事業	市の広報誌等を区内60世帯に配付した。配付従事者5人に謝礼を支出した。	(150,000) 150,000	(30,000) 30,000 ※広報誌等配付割超過	(120,000) 120,000
2	防犯灯維持管理事業	集落内防犯灯の電気代4～2月分、及び防犯灯3ヵ所についてLEDに付替えた。	(85,000) 78,600	(0) 0	(85,000) 78,600
3	高齢者サロン事業	集会所で高齢者の交流を深めるサロンを3回開催した。 ※講師謝金など 5月：介護予防折り紙教室 9月：敬老会 12月：クリスマス会 (子どもからの手づくりプレゼント)	(55,000) 49,800	(25,000) 20,000 ※社協補助金 3,000 ※参加者負担	(30,000) 26,800
4	●●川河川愛護事業	6、9月に●●川の一斉清掃と草刈を行い、のべ62世帯が参加した。 ※燃料代、機械レンタル料、お茶代	(60,000) 63,650	24,000 ※河川愛護補助金 10 ※ポイント分	39,640
5	集会所建具修繕事業	集会所和室のガラス格子戸のガラス破損を修繕した。	(72,000) 151,200	(0) 0	(72,000) 151,200
6	消火栓ボックス新設（中止）		(70,000) 0	(0) 0	(70,000) 0
実績報告時に中止事業がある場合は、1行にまとめて概要と中止した計画金額の総額を（ ）内に記入してください。 ※中止した事業が複数の場合、事業の成果欄は「●●事業ほか」でOKです。			(D) (492,000) 493,250	(E) (79,000) 77,010	(F)=(D)-(E) (413,000) 416,240

ポイント分はここに加える。

確認

※（ ）内には、変更前の金額を記入してください。

2 財源内訳

内			参加費徴収や、売上金等の収入がある場合は、ここに加える。	
区費・自治会費	他の補助金	その他	みんなで創るまちづくり交付金	合計(円) (G)
(63,000) 66,250	(44,000) 44,000	(5,000) 3,000	(380,000) 380,000	(492,000) 493,250

確認

※(D)=(G)であることを確認してください。

交付申請時と同数を記入

交付限度額以内・千円未満切捨て

3 広報誌等の配付（60部 ※交付金の算出基準となる広報誌等配付数+法人等5部）

みんなで創るまちづくり交付金交付請求書（概算払 **精算払**）

高島市長

認可地縁団体の場合は、事務所の所在地の住所を記入してください。

年 月 日

申請者

住所 **高島市●●●●●1-2**

区・自治会名 **高島中央区**

代表者氏名 **区長 高島 太郎**

印

額の確定通知書に記載の日付、文書番号を転記してください。（不明の場合は支所・新旭振興室にお問い合わせください）

年 月 日付け高 第 号で（交付決定 **額の確定**）の通知があったみんなで創るまちづくり交付金について、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則第13条の規定により、下記の金額の交付を請求します。

記

1 請求金額 金 **114,000** 円

額の確定額から既に概算払いを受けた額を差し引いた額が精算請求額です。

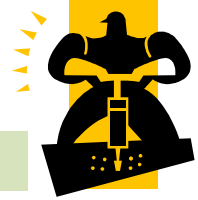
◎請求金額計算書

交付金交付決定（確定）額（a）	380,000 円
既に交付を受けた額（b）	266,000 円
今回請求額（c）※概算払の場合（a）×0.7以内（千円未満切捨て）	114,000 円
残 額（a）－（b）－（c）	0 円

2 交付金振込口座

金融機関名	湖西 銀行 金庫・農協 信用組合	高島中央 本店・支店 出張所・本所・支所
預金種別	普通 当座	口座番号 (右づめ)
(フリガナ)	タカシマチュウオウクチョウ タカシマタロウ	
口座名義	高島中央区長 高島 太郎	

概算払の請求時から区長様の交代等により、口座名義が変更している場合はご注意ください。



6. 区・自治会の施設等整備に関する補助金

- 区や自治会活動の基盤となる公共的施設や生活環境の向上のために整備する比較的規模の大きい下記の事業費の一部を補助する制度です。
- 毎年秋頃に翌年度事業の要望を照会します。

集落道路・河川等整備事業補助金 ☞土木課（25-8570）

事業名	事業内容	事業費下限額	補助率	補助金上限額
集落道路整備事業 (道路舗装、簡易消雪設備等)	集落内の生活道路の整備	50万円	2/3以内 ただし私道は1/2以内	150万円
河川・水路整備事業	集落内の河川・水路整備(※浚渫は対象外)	50万円	2/3以内	150万円
除雪機械等整備事業	除雪機・付属備品の購入(修繕は対象外)	50万円	2/3以内	300万円

自主防災組織活動補助金 ☞防災課（25-8133）

事業名	事業内容	事業費下限額	補助率	補助金上限額
消防用小型動力ポンプ整備事業	消防用小型動力ポンプの整備	50万円	2/3以内	130万円
消防防災用機材整備事業	消防防災用機材の整備(修繕・飲食物は対象外)	30万円	—	15万円
防災倉庫整備事業	防災倉庫の整備(修繕は対象外)	50万円	2/3以内	130万円

自治会集会所等整備事業補助金 ☞市民協働課（25-8526）

事業名	事業内容	事業費下限額	補助率	補助金上限額
集会所整備事業 (建築)	集会所の新築または購入	300万円	2/3以内	1,200万円
集会所整備事業 (修繕)	集会所本体の増築・改修・修繕	100万円	1/2以内	200万円
集会所整備事業 (バリアフリー)	集会所・通路のバリアフリー工事	50万円	2/3以内	200万円
集会所整備事業 (耐震化)	集会所の耐震改修	100万円	2/3以内	木造 530万円 非木造 660万円
住民広場整備事業	住民広場の新設または大規模改修 (1自治会1回限り)	100万円	1/2以内	200万円

◎河川愛護事業、道路除雪事業、自治会等災害復旧支援事業は、別途ご案内いたします。